

令和3年5月10日
子どもと子育て家庭への支援の
あり方検討有識者会議 資料3

子どもと子育て家庭への支援に関する
新たな複合施設庁内検討委員会報告書

令和3年3月

〈目次〉

1	はじめに	1
2	委員会について	1
	(1) 検討事項	
	(2) 構成員	
	(3) 設置期間	
	(4) 事務局	
	(5) 検討経過	
3	子どもと子育て家庭への支援のための複合型施設について	2
	(1) これまでの検討経緯	
	(2) 複合型施設とするメリットについて	
	(3) 複合型施設とすることによる効果が期待される機能について	
	(4) 複合型施設とすることの課題について	
4	おわりに	7

(資料)

資料1	子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会開催実績	8
資料2	子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会委員名簿	8

1 はじめに

武蔵野市第六期長期計画、第五次子どもプラン武蔵野に基づき、令和3年度より健康課と子ども家庭支援センター、利用者支援事業実施施設を中心に、教育・福祉等も含めた関係機関の連携強化を図ることで、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備することとしている。

しかしながら、子どもと子育て家庭への支援ニーズの高まりや、昨今のコロナ禍による生活の変化や今後への不安などがもたらす影響も踏まえた上で、母子保健事業と子育て支援事業による一体的な支援や市民の利便性などの点を勘案すると、より効果的で切れ目のない支援を行うためには、第六期長期計画、第五次子どもプランにも記載されている、関係する部署を同一の施設に置いた複合型の施設の必要性の検討も早期に行うことが望ましい。

一方、令和2年度には、保健センター、高齢者総合センター、障害者福祉センターの福祉施設三館について大規模改修の検討が行われる。これらの福祉施設の機能を維持しながら、効率的に大規模改修を進めるためには、機能の移転や転用、複合化等の可能性も検討されており、効率性やコスト等を勘案すると、福祉施設が大規模改修や複合化等の可能性を検討するこの機会に、子どもと子育て家庭への支援に関する機能についても、選択肢の一つとしての検討が行われることが望まれる。

そのため、福祉施設の大規模改修検討の時期に合わせて、子どもと子育て家庭への支援に関して、関係する部署を同一の施設に置いた複合型施設の必要性と、複合型施設とすることによる効果が期待される機能について、庁内検討委員会を設置し、検討を行ったので、ここにその結果を報告する。

2 委員会について

(1) 検討事項

本委員会においては、以下の2点について検討を行った。

- ・子どもと子育て家庭への支援に関する複合型施設の必要性
- ・子どもと子育て家庭への支援に関して複合型施設とすることによる効果が期待される機能

(2) 構成員

本委員会の構成員は、以下の11名とした。

子ども家庭部長（委員長）、保健医療担当部長（副委員長）、健康福祉部長、企画調整課長、都市機能再構築担当課長、資産活用課長、障害者福祉課長、地域保健調整担当課長、子ども政策課長、子ども家庭支援センター所長、教育相談支援担当課長

(3) 設置期間

本委員会の設置期間は、令和2年8月3日から令和3年3月31日までとした。

(4) 事務局

委員会に関する事務は子ども家庭部子ども政策課が行った。

(5) 検討経過

令和2年8月3日（第1回）以降、全6回の委員会を開催し検討を行った。

3 子どもと子育て家庭への支援のための複合型施設について

(1) これまでの検討経緯

①子どもと子育て家庭への支援に関する課題

平成27～30年度の子ども支援連携会議において、子どもと子育て家庭への支援について、以下の課題があることを確認している。

- ・関係部署間の連携が不十分で、支援情報の共有、引継ぎに課題がある。
- ・支援者間の連携ができている場合でも、要保護児童対策地域協議会のケース以外は、個人情報の問題があるため、保護者の同意なく情報共有ができない。
- ・子どもに関する相談先が複数に分かれており、市民にとってわかりづらい（どのような相談も聞くことのできる、総合相談窓口がない）。とくに子どもの発達についてなど。
- ・教育支援センターをはじめ、各施設のスペースが手狭になっており、移転等も視野に検討が必要となっている。

②他自治体の調査

上記課題については本市に固有の問題ではなく、全国的に子どもの支援に関する機能の複合施設化による課題解決の動きがあり、平成29年度に子ども支援連携会議ワーキングチームで視察を行っている（葛飾区、文京区、日野市）。

視察内容を分析したところ、主に相談支援に関して、ハード的な複合化により、支援者間で日常的に顔の見える関係が構築され、情報共有、相互協力が進むこと、利用者からの情報共有の同意の取りやすいこと、また、利用者にとっても窓口のわかりやすさ、手続き上の利便性といった効果が認められたことから、少なくとも相談支援に関する複合化のメリットは大きいことが考察できる。

各自治体ともハード面の複合化だけではなく、ソフト面の取り組みにも力を入れている。ソフ

ト面での取り組みも当然ながら重要であり、取り入れるべきである。ただし、ソフト面の取り組みのみでは、複合施設特有の上記メリットは得られない。

③市の対応方針

平成 29 年度に上記のような複合型施設のメリットを確認したが、施設の必要性については、さらなる検討が必要であるとの判断に至り、平成 30 年度の検討で、まずは令和 3 年度にソフト面での連携の取り組み（子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制）を可能な限り実施することから始め、令和 3 年度の新体制実施後、複合型施設の必要性を検討することとし、その旨を第六期長期計画、第五次子どもプランにも記載した。

(参考)

第五次子どもプラン武蔵野 事業番号 6 「新たな複合施設の必要性の検討」

「令和 3 年度に新しい相談支援体制を確立した後の状況を踏まえ、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するための、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行います。」

(2) 複合型施設とするメリットについて

上述の通り、相談支援に係る機能を中心とした複合型施設のメリットについては、過去の他自治体の調査等を通じて確認しているが、改めて委員会でそのメリットの検討を行い、以下の点を確認した。

- 平成 28 年度の母子保健法の改正により、母子保健施策については、児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであるとされており、子ども家庭支援センターとの連携の必要性があるため、施設が一体的になることによるメリットがある。市民の安心感の醸成にもつながる。
- 出生時に障害を有している子どもへの支援については、ただちに障害者福祉と母子保健事業（健康課）との連携が始まるが、母子保健事業については、健診等の機会を通じて、すべての子どもの発達の状態を把握しているため、児童発達支援センターと健康課が同一施設にあることに大きなメリットがある。
- 障害のある方については、子どもから大人になった以降も引き続き障害者福祉課が支援していくこととなるため、0 歳から 18 歳の時点で、児童発達支援センターが、乳幼児健診事業にかかる保健センター、就学後の教育支援センターと情報連携を図っておくことが望ましい。子どもの保護者に対する継続的な支援という観点からも、一体型の施設があることに大きなメリットがある。
- 発達に課題がある子どもへの支援という観点について、児童発達支援センター相談部ハピットの相談機能と教育支援センターの機能が一体的になることにより、年齢が変わっても相談先が

同じ場所となり、市民目線でもわかりやすい。

- 教育支援センターと子ども家庭支援センターの連携も、施設が一体になることにより、現状よりも強化される。
- 複合型施設となることで、現在大野田小学校と市役所に分かれている教育支援センター機能の一体化が図られる。
- 教育支援センター機能を大野田小学校から移転することで、不登校の子どもが学校内の施設に通わなければならないという問題が解消される。
- 発達が気になる子どもについては、各機関のスタッフが複数の視点で関わりを持つことにより、その子どもの経過観察等を通じた適時適切な対応を行うことが期待できる。
- 各機関に同じシステムを導入して情報共有を行うといった対応も取りやすくなる。
- 令和3年4月以降の相談支援体制では、関係機関間の連携を強化することにより、子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を行うことを目指しているが、支援機関の設置場所は、市庁舎、保健センター、児童発達支援センター、教育支援センターなどに分かれたままである。これらが同一の施設に一体化されれば、関係する機関同士の連携が強化されるとともに、市民にとってより分かりやすい、ワンストップ総合相談窓口の設置が可能である。
- 現状の子どもと子育て家庭への相談件数等については増加の一途をたどっており、その内容も一機関だけの対応だけでは完結しない、複雑なケースも増えていることから、十分な支援を行うためには、専門職を効率的に配置し、効果的な連携体制を構築することは急務であると言える。そのためには、複合型施設により、相談支援体制を強化することが望ましい。

(参考) 子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊婦相談・妊婦面接(人)(※)	126	114	873	867	900	1,168
子ども家庭支援センター年間相談実件数(件)	990	1,052	1,379	1,412	1,514	1,729
健康課専門職相談件数(妊産婦・乳児・幼児)	3,228	3,380	5,075	5,556	6,577	8,713
乳幼児発達相談受診延人数(人)	371	432	431	446	573	429
地域療育相談室ハビット継続相談件数(件)	1,597	1,719	2,023	2,063	2,129	2,083
地域療育相談室ハビット相談実人数(人)	354	565	694	777	833	835
就学相談受付件数(人)	61	67	76	85	95	90
教育支援センター相談件数(件)	10,407	9,890	11,773	13,737	13,974	13,767
スクールソーシャルワーカー支援対象者数(人)	115	125	248	361	258	166

(※)平成28年度より保健センターに加え、子ども家庭支援センターでも実施

以上のことから、子どもと子育て家庭への支援において、関連する機能を一体化することのメリットは大きく、各機能を同一の施設に置いた複合型施設の必要性は認められるものとする。

(3) 複合型施設とすることによる効果が期待される機能について

「(2) 複合型施設とするメリットについて」での議論を踏まえると、複合型施設とすることによる効果が特に期待できる機能は、子どもと子育て家庭への相談支援を担う、子ども家庭支援セ

ンター、健康課（母子保健係）、児童発達支援センター、教育支援センター（相談支援）の4機能である。複合型施設とした場合、最低限これら4機能を含めることを前提とし、考え得るその他の機能を、可能な限り付加することが望ましいと言える。

そのため、本委員会では、子どもと子育て家庭へのより良い相談支援の実現という観点から、複合型施設について、考えられる機能とその優先順位を、以下のとおり整理した。

（子どもと子育て家庭への支援のための複合型施設において考え得る機能とその優先順位）

No.	機関名	複合型施設の考え得る機能	優先順位	備考
1	健康課（母子保健係）	・母子保健事業に係る機能すべて	A	現在保健センター内
2	児童発達支援センター	・相談支援（ハビット） ・通所による療育（ウイズ） ・給食調理	A	現在みどりのこども館内
3	教育支援センター	・教育相談 ・スクールソーシャルワーカーによる支援 ・適応指導教室（チャレンジルーム）	A	現在大野田小学校及び本庁舎内 チャレンジルームと相談機能は 同じ場所に必要
		・帰国・外国人相談	C	現在第四中学校内
4	子ども家庭支援担当	・子育てに関する総合相談 ・児童虐待防止	A	現子ども家庭支援センター
		・児童相談所サテライトオフィス	B	都のサテライト例）練馬区
5	子育て支援担当	・子育て支援 ・子育て世代包括支援センター内の調整	A	現子ども政策課
6	子育てひろば	・利用者支援事業（基本型） ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・サークル活動のためのスペース ・多目的ルーム ・ランチルーム	A	自由来所の子育てひろばが、施設に来てもらうために重要 一時預かり併設が望ましい

7	ファミリー・サポート・センター	・ファミリー・サポート・センターの運営及び利用者対応	A	ひろば利用や健診時にすぐ登録できると良い
8	子どもの権利擁護センター【新規】	・子どもからの相談対応・救済 (子ども自身が相談しやすい新たな窓口を想定)	A	(今後必要性の議論の可能性がある機能)
9	子ども協会事務局	・法人事務所	B	現在は賃貸物件
10	親子カフェ【新規】	・調理及び喫茶スペース (子育てひろばのランチルームとどちらか一方でよい)	B	カフェ等があることでひろば等も利用しやすい例) 葛飾区
11	ひとり親支援担当	・ひとり親家庭相談	D	現子ども家庭支援センター 庁内連携が必要なので本庁で可
12	手当医療係 (転出入の受付窓口と併設)	・児童手当、児童扶養手当、子どもの医療費助成等の各種手当・医療費に関する事務及び窓口対応	—	現子ども家庭支援センター
		・転出入の受付	—	市民課(市政センター)の機能
13	子ども政策担当	・全児童対策に係る事務 ・子ども家庭部内の庶務	—	現子ども政策課
14	子どもの居場所(小学生～高校生)【新規】	・子どもの居場所 ・学習支援 ・子どもと保護者への相談支援 ・調理及び飲食スペース	—	午後3時頃～の利用 子どもの居場所は長計に記載された課題 時間で分けて他機能と併用可
15	保育所(建替え対応用スペース)	・保育所建替え、大規模改修時の代替スペース	—	

優先順位 A: 必須 B: 優先度が高い C: 優先度が低い D: 不要
—: その他(現時点では優先順位の判断が難しいもの)

(4) 複合型施設とすることの課題について

上述のとおり、支援の面においては、複合型施設のメリットは大きいと考えられるが、以下のような課題があると考えられる。

- 新たな複合型施設を設置するための用地の確保が問題となる。
- 児童発達支援センターについては、現在、国の構造改革特区を活用することで、給食の外部搬入による調理スペースの最小化を行っているが、複合型施設に移転する場合には、標準の調理スペースを施設内に備える必要がある。
- 転入時に合わせて行う手続きなどは、引き続き本庁舎で行うため、相談機能が別施設に分かれてしまうことで、利便性が低下する可能性がある。
- 民間団体に施設の一部を貸し付ける場合は、要件等の整理が必要である。

4 おわりに

本委員会では、子どもと子育て家庭への支援のための複合型施設の必要性と効果が期待される機能について検討を行った。その結果、支援の面においては複合型施設とすることによるメリットは大きく、必要性は認められるとの結論に達し、複合施設に含めることが望ましいと考えられる機能について検討、抽出を行った。一方で、複合型施設については、検討すべき課題があることも合わせて確認された。

「1 はじめに」に記載したとおり、本委員会での議論は、福祉施設三館の大規模改修の検討が行われる時期に、機能の移転や転用、複合化等の可能性の検討が必要となったことを受けて行われたものである。複合型施設のメリットについて、上述の通り確認されたことから、本委員会としては、福祉施設三館の大規模改修に合わせ既存建物の利活用を図り、子どもと子育て家庭への支援に関する複合型施設としての検討がなされることが望ましいと考える。

しかしながら、本委員会の検討は庁内関係部署間での議論にとどまっていることから、今後検討を進めるにあたり、改めて外部有識者等を含めた委員会を設置し、本委員会の議論も踏まえ、子どもと子育て家庭への望ましい支援のために必要な機能や規模、仕様などを具体的に想定した検討を行うことが望ましいと考える。

また、複合型施設の設置に関しては、外部有識者等を含めた委員会での議論と、公共施設適正配置の考え方を総合的に勘案し、市として最終的な判断を行っていくことが重要である。

資料1 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会開催実績

会議	開催日	議題
第1回	令和2年8月3日(月)	(1) 過去の検討経過について (2) 委員会の設置について (3) 新たな複合施設の必要性について (4) 成果物のイメージについて (5) 今後の検討スケジュールについて
第2回	令和2年9月11日(金)	(1) 新たな複合施設に必要な機能について (2) 今後の検討スケジュールについて
第3回	令和2年10月9日(金)	(1) 新たな複合施設に必要な機能について (2) 今後の検討スケジュールについて
第4回	令和2年11月6日(金)	(1) 新たな複合施設に必要な機能について (2) 今後の検討スケジュールについて
第5回	令和2年12月11日(金)	(1) 福祉三館改修の検討状況について (2) 新たな複合施設に必要な機能について (3) 今後の検討スケジュールについて
第6回	令和3年2月25日(木)	(1) 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設について (2) 委員会報告について

資料2 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会委員名簿

職名	氏名
子ども家庭部長(委員長)	勝又 隆二
保健医療担当部長(副委員長)	一ノ関 秀人
健康福祉部長	山田 剛
総合政策部 企画調整課長	真柳 雄飛
総合政策部 都市機能再構築担当課長	滝沢 仁
総合政策部 資産活用課長	小内 恵子
健康福祉部 障害者福祉課長	勝又 玲子
健康福祉部 地域保健調整担当課長	高橋 徹
子ども家庭部 子ども政策課長	吉村 祥子
子ども家庭部 子ども家庭支援センター所長	小林 玲子
教育部 教育相談支援担当課長	祐成 将晴

子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会報告書

令和3年3月

武蔵野市子ども家庭部子ども政策課（委員会事務局）